

令和7年度 愛知県立城北つばさ高等学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題である。いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての生徒に関わる問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切である。本校では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係（※1）にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切である。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断することが求められている。さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要である。

（※1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、当該生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人間関係がある状態を指す。

（※2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

（1）「いじめ・不登校対策委員会」

＜構成員＞

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、教務主任、各学年主任、生徒指導部1名（記録係）

（必要に応じて、養護教諭、教育相談係、特別支援コーディネーター、SC、SSW、部顧問など）

<役割>

- ア いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成や実行をする。
- イ 校内研修の企画や実施をする。
- ウ いじめを認知した情報を収集、整理、記録して共有をする。
- エ いじめ防止基本方針に基づき、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組む。
- オ いじめ防止基本方針の見直しや点検をする。

4 いじめの未然防止

- ・全ての生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努める。
- ・道徳教育や体験活動等の充実を図り、生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努める。

5 いじめの早期発見

- ・研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指す。
- ・教育相談体制を充実し、生徒が相談しやすい環境を整えとともに、定期的なアンケート調査や個人面談などにより、いじめの早期発見に努める。

6 いじめに対する措置

教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応する。また、「いじめ・不登校対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

7 重大事態への対処

重大事案が生じた場合は速やかに愛知県教育委員会に報告し、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」に基づいて対応する。

「重大事案」とは、

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。